

手順書：循環動態に係る薬剤投与関連

34. 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整(3)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見（口渴、血圧、尿量、水分摂取量、不感蒸泄等）及び検査結果（電解質）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中の利尿剤（注射薬）の投与量の調整を行う

【手順書の対象となる患者】

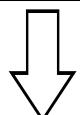
- 1. 利尿剤の持続点滴による尿量が増加し、過剰な体液量減少が懸念される
- 2. 利尿剤使用中にもかかわらず、尿量が確保できない



*いづれかに該当した場合、手順書の対象患者となる

【患者の病状の範囲】

- 1. 意識状態の急激な変化がない
- 2. バイタルサインの明らかな異常がない
- 3. 持続点滴開始後、担当医による全身状態や尿量の確認されている

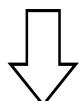


*すべてに該当した場合、手順書の範囲内となる

*病状の範囲外の場合には、担当医の院内 PHS に連絡する。

【診療の補助の内容】

1. 持続点滴中の利尿薬の投与量の調整
(実施内容:利尿剤の投与量を主治医と相談)



*特定看護師に代理オーダーの権限はありません

【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- 意識レベルの明らかな悪化がない
- バイタルサインの悪化がない
- 心電図の変化がない
- 呼吸状態の悪化がない
- 時間尿量の変化を確認する（1時間、8時間、24時間尿量など）
- 1日あたりの水分量のイン・アウトバランスを確認する



【特定行為実施後記録に異常を認めれば、担当医の院内 PHS に連絡する。】

1. 担当医へ特定行為実施についての報告
2. 実施内容とアセスメントについて診療記録への記載

【医療の安全を確保するために医師、歯科医師との連絡が必要になった場合の連絡体制】

1. 安全な医療を提供するために、必要時には報告、連絡、相談を行う。
2. インシデント、アクシデントに関連した事案について、担当医、指導医、医療安全室に報告する。
3. 土日、祝日、夜間に關しては、担当医もしくは当直医へ報告する。